令和８年（フ）第５９号
山口県岩国市南岩国町３丁目８番45―101号（前住所　山口県岩国市南岩国町４丁目52―43　A202、徳島県阿南市西路見町堤外128番地13　リッチｄｅ阿南405号室）
債務者　中村　　純
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舛本　行広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第４１４号
愛知県安城市住吉町２丁目３番41号　フェリシダⅡ　206
債務者　ＰＯＰハセガワこと　長谷川　誠
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１００号
山形県長井市横町７番13号
債務者　大塚　里美
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１０２号
山形県米沢市太田町５丁目575番地の10
債務者　大友とく子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１１３７号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目１番40号
債務者　大柳　弘俊
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０６号
埼玉県川口市元郷５丁目10番７号　第３つくしマンション111号
債務者　的井ミルナこと　イガラシ　ミルナバローガ
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３４号
埼玉県加須市間口1271番地２
債務者　青木　孝之
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３３５号
埼玉県戸田市笹目北町13番地の11　ダイアパレス北戸田ファインアベニュー901号室
債務者　原田　桃子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３８９号
埼玉県鴻巣市新宿１丁目22番地２　シティーハイツ新宿207号室
債務者　佐藤　綾乃
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４５０号
さいたま市岩槻区大字釣上479番地２　釣上荘
債務者　福田　　晃
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４５１号
埼玉県朝霞市宮戸２丁目２番１号　Ｍａｒｋ　Ｄｕｏ305
債務者　武川　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４５６号
さいたま市北区本郷町1254番地２
債務者　三橋　　泉
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８１号
埼玉県新座市栄五丁目８番17号　アヴニール103号室
債務者　上村　秀彰
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８９号
埼玉県戸田市下戸田２丁目12番13―105号
債務者　皆木　禄朱
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５０５号
埼玉県朝霞市本町１丁目19番９号　エスポワール206号室
債務者　菊地　友美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５２５号
埼玉県戸田市大字新曽1191番地の８　むつみ荘206号室
債務者　嶺井　悠里（旧姓津嘉山）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５７６号
埼玉県越谷市弥生町１番５号　プレール越谷306
債務者　堤　　満夢（旧姓立野）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係